

平成 28 年 1 月 15 日

公益社団法人神奈川県産業廃棄物協会会長 様

神奈川県環境農政局環境部長
(公印省略)

広域的処理認定制度に係る認定の通知について (送付)

このことについて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から通知がありましたので、写しをお送りします。

なお、認定証の写しについては、PDFデータにより当課で保存しています。

[通知の内容]

変更認定 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 3 第 3 項の規定による) : 5 件

問い合わせ先

資源循環推進課指導グループ 堀越

電話 (045) 210-1111 (内線 4160)



環廃産発第15110222号
平成27年11月2日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項の変更の認定を行った件について

標記について、ダウ化工株式会社（認定番号：第57号）から環境大臣に対し変更
の認定の申請があり、平成27年11月2日付け環廃産発第15110221号により変更の認
定を行ったので通知する。

については、下記の点につき留意願いたい。

なお、認定証の写しについては別途、電子情報により送付する。

記

1. ダウ化工株式会社に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の3第1項の認定については、平成17年3月8日付け環廃産発第050308004号により、前回の変更の認定については、平成26年12月3日付け環廃産発第1412033号により貴職あて通知していること。
2. 変更事項（別紙参照）
認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更
・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（5者）

以上



認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更

・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（5者）

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	株式会社八幡運輸	代表取締役 三上 悦隆	北海道石狩市親船町6番地
2	有限会社渡辺急送	代表取締役 渡辺 忠	北海道江別市あけぼの町24番地11
3	株式会社ネットサービス	代表取締役 和賀井 徳実	埼玉県越谷市市川柳町二丁目458番地2
4	群馬急送株式会社	代表取締役 清水 岩夫	群馬県前橋市中内町255番地1
5	有限会社羽賀商事	代表取締役 赤岩 由郎	茨城県結城市大字北南茂呂1238番地

以上

環廃産発第 1511024 号
平成 27 年 11 月 2 日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項の変更の認定を行った件について

標記について、旭化成建材株式会社（認定番号：第 18 号）から環境大臣に対し変更の認定の申請があり、平成 27 年 11 月 2 日付け環廃産発第 1511023 号により変更の認定を行ったので通知する。

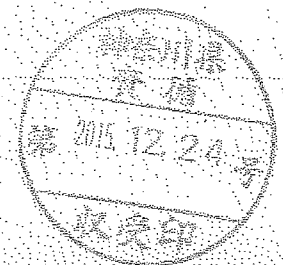
ついては、下記の点につき留意願いたい。

なお、認定証の写しについては別途、電子情報により送付する。

記

1. 旭化成建材株式会社に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定については、平成 16 年 9 月 17 日付け環廃産発第 040917012 号により、前回の変更の認定については、平成 22 年 11 月 24 日付け環廃産発第 101124004 号により貴職あて通知していること。
2. 変更事項（別紙参照）
認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更
・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（1 者）

以上



認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更

- ・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（1者）

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	小富士運送株式会社	代表取締役 福島 治	愛媛県松山市安城寺町729番地1

以上

環 廃 産 発 第 1511026 号
平 成 27 年 11 月 2 日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項の変更の認定を行った件について

標記について、株式会社ガードナー（認定番号：第225号）から環境大臣に対し変更の認定の申請があり、平成27年11月2日付け環廃産発第1511025号の認定を行ったので通知する。

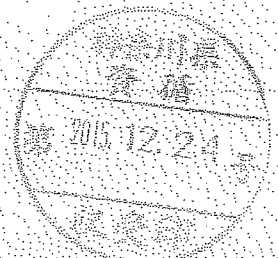
ついては、下記の点につき留意願いたい。

なお、認定証の写しについては別途、電子情報により送付する。

記

1. 株式会社ガードナーに係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の3第1項の認定については、平成26年7月7日付け環廃産発第14070743号により貴職あて通知していること。
2. 変更事項
認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更
・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（1者）

以上



別紙

認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更
・産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の追加（1者）

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	株式会社チスイ	代表取締役 野原 善紀	北海道稚内市新港1番地2

以上

環 廢 産 発 第 1511028号
平 成 27 年 11 月 2 日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項の変更の認定を行った件について

標記について、株式会社ジェイエスピー（認定番号：第12号）から環境大臣に対し変更の認定の申請があり、平成27年11月2日付け環廃産発第1511027号により変更の認定を行ったので通知する。

については、下記の点につき留意願いたい。

なお、認定証の写しについては別途、電子情報により送付する。

記

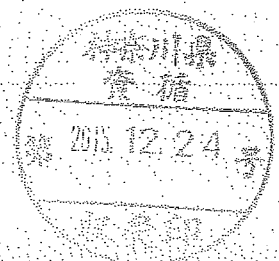
1. 株式会社ジェイエスピーに係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の3第1項の認定については、平成16年8月18日付け環廃産発第040818006号により、前回の変更の認定については、平成27年7月24日付け環廃産発第1507246号により貴職あて通知していること。

2. 変更事項（別紙参照）

認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更

- ・産業廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行おう者の追加（1者）

以上



認定に係る処理を行い、又は行おうとする者に関する事項の変更

・廃棄物の収集又は運搬に関し責任を有し行う者の追加（1者）

	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
1	株式会社富田物流	代表取締役 富田 吉弘	北海道北見市東相内町54番地1

以上

環廃産発第15120310号
平成27年12月3日

各都道府県・政令市
産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の3第3項において
準用する第9条の9第6項の変更の認定を行った件について

標記について、エリーパワー株式会社（認定番号：第226号）から環境大臣に対し
変更の認定の申請があり、平成27年12月3日付け環廃産発第1512039号により変更の
認定を行ったので通知する。

ついては、下記の点につき留意願いたい。

なお、認定証の写しについては別途、電子情報により送付する。

記

1. エリーパワー株式会社に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の3第1項の認定については、平成25年5月23日付け環廃産発第1305236号により、前回の変更の認定については、平成26年1月21日付け環廃産発第1401212号により貴職あて通知していること。
2. 変更事項
(1) 当該認定に係る処理の内容に関する事項の変更
・処理を行う産業廃棄物の種類の変更

以上

